


第10回 自衛隊の行動（防災&国民保護） その1




今回のテーマは、「自衛隊の行動」についてです。国民保護を要する事態における自衛隊の行動と、自衛隊が行う災害派遣について説明しています。説明項目はスライドの通りです。



第10回講座

自衛隊の行動(防災&国民保護)(その1)

- I 国民保護
 - (1)国民保護法の制定に伴う自衛隊の新たな役割
 - (2)対応の基本的考え方
 - (3)実施体制
 - (4)対象事態及び手続き
 - (5)国民保護等措置
 - (6)部外との連絡協力体制
(以下その2)
- II 災害派遣
 - (1)種類、特色、原則
 - (2)対象事態、要請・命令権者
 - (3)実績等
 - (4)基本的事項
 - (5)大規模災害派遣について

平成16年に成立した国民保護法により、自衛隊には新たな役割が付与されました。それがスライドに赤字で示している「国民保護等派遣」であります。これにより、治安出動に至らない事態や防衛出動予測事態においても国民を保護するための国民保護措置を採ることが可能となり、基本的にはあらゆる事態において国民保護措置が採られます。防衛出動、治安出動と国民保護措置の関係は次のスライドに示しています。

1 国民保護法の制定に伴う自衛隊の新たな役割



	事 態	行 動
武力 攻撃 事態 関連	武力攻撃予測事態	国民保護等派遣 防衛出動待機 治安出動、警護出動
	武力攻撃事態	防衛出動
	武力攻撃事態(防衛出動撤収後)	国民保護等派遣
緊急対処 事態関連	緊急処理事態	治安出動、警護出動
	緊急処理事態で治安出動等が未発令	国民保護等派遣

武力攻撃事態等の色々なスペクトラムでの対応が可能

防衛出動や治安出動時には、国民保護措置等を当該出動の一環として実施することができることとされています。このため、必要があれば出動中の部隊により国民保護措置が行われます。

防衛出動及び治安出動と国民保護の関係

- 武力攻撃事態において防衛出動が命ぜられている場合や、緊急対処事態に対する対処措置として治安出動が命ぜられている場合



- 国民保護等派遣を命ずることなく、防衛出動や治安出動の一環として



- 国民保護措置や緊急対処保護措置を実施

他方、武力攻撃事態等において、自衛隊は速やかに武力攻撃を排除し、国民への被害を局限化することが重要であり、この自衛隊にしか実施することができない任務の遂行に万全を期すこととなる。

このため、武力攻撃事態等の規模・態様によるが、自衛隊のもてる能力を集中することが可能な自然災害のみへの対応（災害派遣など）の場合とは異なり、避難住民の誘導などに割くことのできる自衛隊の能力には自ずと限界があり、自衛隊は、その武力攻撃を排除するという任務との両立を図り得る範囲内で、可能な限り、国民保護措置を行うこととなる。即ち、武力攻撃事態等においては、国民保護等措置は日本防衛のための行動に支障のない範囲で行われることになることは御理解を頂かねばなりません。

2 自衛隊の対応の基本的考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、

- 主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、
- 国民保護措置については、これに支障の生じない範囲で、
- 住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施する。

国民保護等派遣を行う場合は知事からの要請又は武力攻撃事態等対策本部長等から求めがあったときの2つの場合です。この場合の対策本部長は総理大臣ですが、ツーキャップであると御理解下さい。

4 国民保護等派遣の対象事態及び手続き

- ①国民保護法の規定に基づき
 - ・都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき
 - ・又は武力攻撃事態等対策本部長(緊急対処事態対策本部長)から求めがあったとき
- ②大臣は総理大臣の承認を得て
- ③部隊等に国民保護等派遣を命令
- ④知事から支援依頼を受け、必要な場合
防衛出動・治安出動を命ぜられた部隊等の全部又は一部により対応

武力攻撃事態等に行われる国民保護等措置、緊急対処事態等を実施される緊急対処保護措置の概要はスライドの通りです。ここに掲げる以外の国民保護のための措置は自衛隊以外の機関や団体等が実施することになるのですが、厳しいものがあるような気がします。それらの機関等にそんな余力があるのでしょうか？

5 国民保護措置・緊急対処保護の概要

- 住民の避難
情報の収集・提供、誘導、集合場所での人員管理、避難状況の把握
- 避難住民等の救護
人命救助を中心に生活支援関係の措置等
- 武力攻撃災害への対応等
被害状況のモニタリング、被災状況の把握、人命救助、消防・水防活動
被害の拡大防止、除染等、安全保障支援、NBC汚染対応
- 応急の復旧
防衛省所管の施設及び設備の応急の復旧、
要請による危険な瓦礫の除去等

国民保護等措置に関する部外関係機関との連携協力体制をスライドに示しています。地方自治体との密接な連携を図るべく隊員を派遣することとしております。スライドにあります、「国民保護協議会」の概要を参考に示しております。現役自衛官以外に部外有識者として自衛官OBが委員として委嘱されることもあり得るでしょう。

6 関係機関との連携協力体制について



- **協議会委員(注参照)**たる隊員を通じての連携
国民保護計画の作成・変更や避難実施要領のパターン作成・見直し、必要な情報や意見の交換
- 県、市町村の対策本部の会議への隊員の参加
- 地方組織の改編によるより一層の連携の確保 (総監部及び地本)

注:県レベル及び市町村レベルに設置される国民保護協議会の一員として任命された者、協議会は次VG

参考:国民保護協議会

- ①国民保護法に規定
- ②都道府県及び市町村に設置
- ③事務
会長(首長)の諮問に応じ
区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議及び意見陳述
- ④委員(市町村レベルも類似の構成)
指定地方行政機関の長等
防衛大臣指名の自衛官
教育長、消防長、県警本部長、副首長、職員等有識者(知識具有・経験者)